

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

資料5

団体名：公益社団法人 日本アイソトープ協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第2節 Ⅱ.2.	16頁	②イb ③ロbの「なお書き」と同様に、計算による評価について記載があるべきと思われる。	御意見を踏まえ検討・修正 (御意見のとおり、御指摘の箇所についても同様の旨を追記するよう修正します。)
2	第4章第2節 Ⅱ.3.	20頁	ホa iii、iv 内部被ばく（定常）及び内部被ばく（非定常）の定常及び非定常の定義を示されたい。	御意見を踏まえ検討・修正 (（定常）とは、「定期的な内部被ばくによる線量の測定」を、（非定常）とは、「放射性同位元素を誤って吸入摂取し又は、経口摂取した者の内部被ばくによる線量の測定」を示すことを意図して表記しましたが、御意見を踏まえ、分かりやすい表記に修正します。) ※日本放射線技術学会の15番(P9)に同旨の御意見あり

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第2節	4頁9行目	「最も適した場所」	
2	第4章第2節	11頁16行目	「最も適した場所」	
3			一方で、「最も適した場所」は抽象的であり、立ち入り検査でどのような観点（最大値あるいは代表値を示す場所・時間、人が立ち入る、人が触れる、申請書に示された場所など）で確認が行なわれるのかガイドに示されると有り難い。	原案のとおり
4	第4章第2節	18頁13行目	測定した者の名称を記載する場合の確認について記されていますが、幅広く適用されている日本適合性認定協会による認定証の記載名称も機関名称であり、「測定をした者の名称を記載することができる」としてはどうか。	原案のとおり
5	第4章第2節	22頁3行目	厳格な情報セキュリティのもと記録データの電子的な配布も「記録の写しの交付」に含めて良いか。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため） ※大学等放射線施設協議会の2番（P3）及び日本放射線技術学会の5番（P7）に同旨の御意見あり

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

団体名：大学等放射線施設協議会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	本文	5 頁表	<p>施行規則第 20 条第 1 項第 4 号二 「排気設備・・・排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況測定は、排気し、又は排水する都度（連続して排気し、又は排水する場合は、連続して行うこと）」 ということなので、「へ 排気監視設備のある場所 ト 排水監視設備のある場所」は不要ではないでしょうか？</p>	<p>原案のとおり（規則の内容を示す部分であり、規則の規定ぶりに合わせた表記としたもの）</p>
2	本文	22 頁	<p>「リ 記録の写しの交付測定対象者に対し、記録の都度、記録の写しを交付していることを確認する。」 において、将来、デジタル化が進んだ際、クラウド上で測定対象者用の記録領域が確保されているとした場合、記録データをその領域へコピーすることも「記録の写しの交付」と見做す、というようなことも視野に入れてはいかがでしょうか？ 記録の確認方法として、ペーパーレス化が社会実装として進んでおり、電子的な記録を大幅に認めるべきである。</p>	<p>日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会の 5 番（P2）と同じ</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

団体名：一般社団法人 日本放射線安全管理学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第2節	11頁10行目	ニ 測定に用いる放射線測定器について、点検および校正を1年ごとに適切に組み合わせて行っていること この項目は令和5年10月1日施行であることを明記した方が良いのではないか。	原案のとおり(立入検査ガイドP5の(5)において注記を付しています。)
2	第4章第2節	13頁19行目	委託先および委託内容を適切に管理していることとあるが、適切にの意味が捉えにくい。 「委託先および委託内容を遺漏なく管理していること」と修正してはどうか。	原案のとおり
3	第4章第2節	14頁33行目	c 測定の信頼性を確保していること この項目は令和5年10月1日施行であることを明記した方が良いのではないか。	原案のとおり(立入検査ガイドP8の(3)において注記を付しています。)
4	第4章第2節	15頁7行目	注 この注の参照先が不明である。	原案のとおり(「注」を付した箇所から11行下にある注記を参照してください。)
5	第4章第2節	16頁8行目	また、・・・確認する。 この文は令和5年10月1日施行の測定の信頼性確保にかかる内容であることを明記した方が良いのではないか。	原案のとおり(立入検査ガイドP8の(4)において注記を付しています。)
6	第4章第2節	16頁22-23行目	b 測定の対象者について適切に測定を行っていること の項目の説明が、次行で「適切に測定を行っていること」とあり、説明になっていない。	原案のとおり

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

			「測定の対象者がある場合には、遺漏なく測定を行っていること」と修正してはどうか。	
7	第4章第2節	17頁10行目	c 測定に用いる放射線測定器について、点検および校正を1年ごとに適切に組み合わせて行っていること この項目は令和5年10月1日施行であることを明記した方が良いのではないか。	原案のとおり（立入検査ガイドP8の（4）において注記を付しています。）
8	第4章第2節	20頁13行目	等価線量を適切に算定していること確認する。 脱字と思われるので「等価線量を適切に算定していることを確認する。」 に修正してはどうか。	御指摘のとおり修正
9	第4章第2節	16頁24行目	②ロbにおいて、「再発防止策等の実施状況を確認する。」とあるが、規則20条の要求事項ではなく、記載箇所が不適切ではないか。	原案のとおり（他に適当な記載箇所が見当たらないため、現時点においては原案のとおりとします。）
10	第4章第2節	18頁1～18行目	「測定日時」及び「測定した者の氏名」について、RI法やその下位法令においては「日時」や「氏名」はこのような解釈をしてよいということか。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
11	第4章第2節	5頁の表	⑥排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所 ⇒排気口、排水口排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所よりもよりリスクが高い箇所を示すべきではないか。	原案のとおり（規則の内容を示す部分であり、規則の規定ぶりに合わせた表記としたもの）
12	第4章第2節	6頁13行目	ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができるものとしてい	原案のとおり（規則の内容を示す部分であり、規則の規定

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

			<p>る。 ⇒線量評価は評価の質の確保が重要であり、評価法の選択法がそのもの重要なわけではない。また、求める測定の質でも段階的なアプローチとすべき。</p>	<p>ぶりに合わせた表記としたもの)</p>
13	第4章第2節	19頁32行目	<p>実効線量の算定をしていること ⇒実効線量は代表的な個人を想定した仮想的な量。また、評価すべき線量は追加線量であることからBG評価の質の確保も重要となるので、そのことも明示すべき。</p>	<p>原案のとおり</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本放射線技術学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	I.2.(4)③ I.2.(4)④	5頁21行目	(④の場合を除く)とあるが、測定を行う頻度は同じである。どのような場合を想定していますか？	原案のとおり(規則の内容を示す部分であり、規則の規定ぶりに合わせた表記としたもの)
2	I.2.(4)⑤	5頁27行目	「排気口、排水口の汚染検査」とは、具体的にどのような手法を想定しているのか。例えばスミヤ法であれば、排気口は屋上の壁面にあり、排気の都度行うには非常に危険である。同様に排水口は土中にあり汚染検査は不可能である。	意見聴取の対象外(本ガイドの記載への御意見でないもの)
3	I.3.(1)④	7頁14行目	「眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定の場合」について 「3ミリ線量当量」→ 「1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なもの」	原案のとおり(規則の内容を示す部分であり、規則の規定ぶりに合わせた表記としたもの)
4	I.3.(3)	8頁24行目	「一時的立入者の外部被ばく線量の測定に関する信頼性を確保するための措置は、放射線業務従事者と同等水準の対応は求めず、当該測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行うことを求めている。」 これはポケット線量計に関し、1年ごとに点検及び校正が必須、という理解でよいか？	原案のとおり(本ガイドの記載への御意見でないため)
5	I.4.	9頁22行目	「記録の写しを記録の都度交付することを求めている。なお、規則第	日本アイソトープ協会放射

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

			20条の2は規則第20条第4項に規定するところから従って、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができるものとしている。」 電磁的にコピーされたファイルの交付でも認められるか？	線安全取扱部会の5番（P2）と同じ
6	Ⅱ.1.(1)① ニ	12頁9行目	「に係る帳簿おいて」→「に係る帳簿 <u>に</u> おいて」	御指摘のとおり修正
7	Ⅱ.1.(1)② ロ	13頁15行目	「作業開始後、定められた頻度」は「 <u>・</u> を超えない期間ごとに1回」であるが、規定どおりであれば毎回その日付が前倒しとなる一方である。しかし、「毎月第1月曜日」「毎年4月、6月の第1金曜日」というような運用が現場では最も現実的である。 「 <u>・</u> を超えない期間ごとに1回」の許容される運用を示していただきたい。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
8	Ⅱ.1.(1)③	13頁19行目	「委託先及び委託内容」 に加え、委託先が、「線量の測定の信頼性を確保している事」を確認できる内容とは何を指すのか？証明書。契約書等が必要？	原案のとおり
9	Ⅱ.1.(2)②	13頁26行目	「外部委託に関する書類等」とは何を指すのか？何が確認できれば良いのか。書類の提示（保管）を求められるのか。 （17頁、22頁にも同様の記述あり）	原案のとおり
10	Ⅱ.2.(1)① ロc	14頁35行目	「一時的立入者であって、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれある者は実務上ほとんど想定されないことから、当該一時的立入者に係る遵守状況の確認方法等は、本ガイドにおいて記載しないこととする」 ・「 <u>超えるおそれある者は</u> 」→「 <u>超えるおそれのある者は</u> 」	御意見を踏まえ検討・修正（脱字については、御指摘のとおり修正します。また、御意見を踏まえ、御指摘の部分については、一時的立入者の

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

			・100 μ Sv を超えない根拠は必要であり、立入り記録等の確認は必要ではないか。	管理方法等を確認事項として追記するよう修正します。）
11	Ⅱ .2. (1) ② イ a	16 頁 1 行目	「ないものの」→「ない者の」 「超えるおそれある者」→「超えるおそれのある者」	上段：原案のとおり（法令における表記と対応するため） 下段：御指摘のとおり修正
12	Ⅱ .2. (1) ② ロ	6 頁 18 行目	「内部被ばくによる線量」→「内部被ばくによる線量」	御指摘のとおり修正
13	Ⅱ .3. (1) ① イ b i	18 頁 4 行目	「測定日時」について「測定年月日」までの記録にとどめる場合には、時刻を考慮しなくても測定結果の評価、検証に支障がなく、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。」とあるが、時刻を記録すると、「測定の信頼性が保たれる」と考えて良いのか。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
14	Ⅱ .3. (1) ① イ b ii	18 頁 11 行目	「測定を外部の機関に委託した場合にあって、「測定をした者の名称」を記載するときには、測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保され、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。」とある。測定を外部機関に委託した場合に、測定者の氏名を記載すれば、測定の適正な実施が確保され、測定の信頼性が保たれると考えて良いのか。 （他頁「算定をした者の名称」「集計をした者の名称」についても同様）	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
15	Ⅱ .3. (1) ① ホ a iii、iv	20 頁 5 行目	内部被ばく（定常）と（非定常）とは、何を意味するのか。	日本アイソトープ協会の 2 番（P1）と同じ
16	Ⅱ .3. (1) ①	20 頁 35 行目	「その被ばくの把握状況等を確認する」では被ばくの把握だけとなる。	原案のとおり（御意見の旨

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

	へ a		どのような状況で被ばくしたか、またその影響についても把握し対応していることを確認するのであれば、「その被ばく状況の把握を行っているか確認する。」とするほうが適切ではないか。（21 頁に同様の表現あり）	は、その次の b において「…その被ばくの把握状況等を確認する。」として示しています。立入検査ガイド P21 への御意見についても同じ。）
17	Ⅱ . 3. (1) ① へ c	20 頁 36 行目	「適切な期間集計していること」 法で規定されているので 「法で定める期間で集計していること」	原案のとおり（ただし、ガイドにおける平仄の統一については検討）
18	Ⅱ . 3. (1) ① チ a, b	21 頁 16 行目 21 頁 21 行目	Ⅱ . 3. (1) ①へ a と同じ	上記 16 番と同じ

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

団体名：一般社団法人 日本非破壊検査工業会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第2節	3頁24行目	<p>測定を外部の機関に委託する場合にあつては、・・・当該測定が適切に行われていることを担保する義務がある。とあるが、ここで言う「担保」とはどのようなことでしょうか？</p> <p>外部委託機関に対しては、測定値の信頼性の確認のために、使用した放射線測定器の校正成績書の確認、測定結果の照査、承認となると思われませんが。</p>	原案のとおり
2	第4章第2節	5頁10行目～	<p>特定RI等規制法において、期間の解釈が不明確となっています。改めて明確な考え方を示していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10日以内、30日以内：事象の翌日から10日、30日目まで。 例：4月10日から10日後⇒11日から数えて10日後なので4月20日まで ・30日に満たない：翌日から29日目まで。 例：4月10日から30日に満たない⇒11日から数えて29日後までなので 5月9日まで ・1ヶ月を超えない期間：事象の翌日から暦日で1ヶ月後。 例：4月1日から1ヶ月後⇒2日から数えて暦日1ヶ月後なので5月1日ただし 5月1日が休日ならその翌日（連休の場合は最初の平日） ・6ヶ月以内：事象の翌日から暦日で6ヶ月後。 	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

			<p>例：4月1日から6月後⇒4月2日から数えて暦日6月後なので10月1日</p> <p>休日等の処理は前述と同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年を超えない期間：事象翌日から暦年で1年後。 <p>例：4月1日から1年を超えない期間⇒4月2日から暦年1年後なので</p> <p>翌年4月1日まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域、被ばく線量等の期間 1ヶ月間、3ヶ月間、1年間、5年間 通常の カレンダーに従う。 ・測定及び健康診断等の期日換算は初日不算入。10条6項届出等は初日算入 と考えて問題ないか。 	
3	第4章第2節	5項17行目	<p>測定場所／放射線の量③</p> <p>③密封された～固定して取り扱う場所～遮蔽物の位置が一定しているとき。</p> <p>固定及び一定について、どのような状況であれば満足していると考えられることができるのか？</p>	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
4	別表4 点検及び校正の実施に関する検討に際し、参照	放射線障害のおそれのある場所/放射線の量	<p>【参考資料】放射線障害防止法に基づく安全管理ガイドブック 平成11年/科学技術庁放射線安全課編 P87「第3章 測定/4. 測定頻度 c) 留意点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「固定して取り扱う」とは、放射性同位元素の位置が固定されている という意味ではなく、放射性同位元素を含んだある体系（照射装置等） 	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

	すべき事項等の一覧		<p>の位置が固定されていることを指す。</p> <p>実際、遮蔽壁の内側に RI の移動使用範囲を設けた放射線施設の場合で、遮蔽壁の位置が一定しているときは、固定使用にあたと解釈している。</p>	
5	第4章第2節	7頁14行目	<p>④眼の水晶体の等価線量を算出するための線量の測定の場合（①～③の測定のほかに行う場合）とあるが、全身均等被曝が前提の場合は、眼の近傍その他適切な部位の線量計の設置は不要であり、全身用の個人線量計よりの算出した線量値により算定された線量値で良いということでしょうか？</p>	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
6	第4章第2節	9頁27行目	<p>保存期間について、5年間とは、測定してから5年なのか？5年度分のことでしょうか？始期を明確にして頂きたい。</p>	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
7	第4章第2節	12頁13行目	<p>当該外部の測定機関における品質マネジメントシステムの下、・・・、その確認結果を「点検及び校正の年月日」として・・・とあるが、例えばJABの認定年月日等のことになるのでしょうか？</p>	原案のとおり
8	第4章第2節	18頁19行目	<p>C 測定の結果が5年間保存されていること。測定してから5年間なのか？それとも5年度分なのか？始期が不明瞭です。</p>	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
9	第4章第2節	20頁28行目	<p>「累積」の定義はどのようなもののでしょうか？</p>	原案のとおり（規則第20条第4項第5号の2に示すとおり）

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定に関する意見等

団体名：放射線照射工業連絡協議会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	資料2	6頁1行目	「必要とする精度」を勘案するとあるが、具体的に何を指しているか記載いただきたい。	原案のとおり(予防規程ガイド案の「別紙」2-4に示しています。)

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

団体名：個人線量測定機関協議会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第2節	12頁19行目	Ⅱ.1.(1)①ニbのii.「放射線測定器の種類及び形式」については、括弧内の文書(同一の形式の放射線測定器が複数存在する場合には、製造番号等を合わせて記録することにより測定に用いた放射線測定器が特定されること。)に続けて、【ただし、受動形積算線量計による測定を外部の機関に委託する場合などにあつて、当該外部機関における品質マネジメントシステムの下、その測定に係る放射線測定器の点検及び校正が適切に行われていることが確認できるときは、これを除く。】と追記していただきたく存じます。	御意見を踏まえ検討・修正 (御意見を踏まえ、受動形積算線量計に係る説明を追記するよう修正します。)
2	第4章第2節	12頁24行目	Ⅱ.1.(1)①ニbのiii.「点検又は校正の方法」については、同i.「点検又は校正の年月日」の記載内容と同様に、【(なお、受動形積算線量計による測定を外部の機関に委託する場合などにあつて、当該外部機関における品質マネジメントシステムの下、その測定に係る放射線測定器の点検及び校正が適切に行われていることが確認できるときは、その確認結果を「点検又は校正の方法」として帳簿に記載することができる。)】と追記していただきたく存じます。	御意見を踏まえ検討・修正 (同上)
3	第4章第2節	12頁26行目	Ⅱ.1.(1)①ニbのiv.「点検又は校正の結果」については、同i.「点検又は校正の年月日」の記載内容と同様に、【(なお、受動形積算線量計による測定を外部の機関に委託する場合などにあつて、当該外部機関における品質マネジメントシステムの下、その測定に係る放射線測定器の点検及び校正が適切に行われていることが確認できるときは、	御意見を踏まえ検討・修正 (同上)

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
 の第4章第2節測定に関する意見等

			その確認結果を「点検又は校正の結果」として帳簿に記載することができる。】と追記していただきたく存じます。	
4	第4章第2節	12頁29行目	Ⅱ.1.(1) ① 二 bのv.「点検又は校正に伴う措置の内容」については、同 i.「点検又は校正の年月日」の記載内容と同様に、【(なお、受動形積算線量計による測定を外部の機関に委託する場合などにあつて、当該外部機関における品質マネジメントシステムの下、その測定に係る放射線測定器の点検及び校正が適切に行われていることが確認できるときは、その確認結果を「点検又は校正に伴う措置の内容」として帳簿に記載することができる。】と追記していただきたく存じます。	御意見を踏まえ検討・修正 (同上)
5	第4章第2節	12頁33行目	Ⅱ.1.(1) ① 二 bのvi.「点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）」については、ただし書きの文書及び括弧書きの文書に続けて、【また、受動形積算線量計による測定を外部の機関に委託する場合などにあつて、当該外部機関における品質マネジメントシステムの下、その測定に係る放射線測定器の点検及び校正が適切に行われていることが確認できるときには、その機関の名称。】と追記していただきたく存じます。	御意見を踏まえ検討・修正 (同上)

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」
の第4章第2節測定に関する意見等

【以下の団体等は意見なし】

- 公益社団法人 日本医師会
- 四病院団体協議会
- 日本放射性医薬品協会
- 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
- 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
- 一般社団法人 日本電気計測器工業会